監査について

令和5年度

近畿運輸局自動車監査指導部

1．はじめに

運送事業者は、旅客・貨物を、安全、迅速かつ正確に輸送する使命を持っています。その上、国民生活や経済産業活動に欠くことのできない重要な位置づけにあります。

したがって、輸送の安全を確保することは、事業者や従業員に課せられた絶対的な条件であり、社会的責務でもあります。

また、運送事業の健全な発展のためには、**法令遵守の徹底が不可欠です。**

すでに法令試験に合格されていることから、法令等は熟知されているかとは思いますが、本格的な運輸開始前に、改めて**「自動車による旅客の運送において、安全・安心の確保が最重要の課題」と認識**していただき、輸送の安全確保の徹底を図っていただきますよう御願いします。

２．法令①（監査の根拠）

国土交通省

【機密性2】

道路運送法第94条（報告、検査及び調査）

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

２　（略）

３　（略）

４　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

５　（略）

６　国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

７　前三項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

８　第四項から第六項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

２．法令②（処分の根拠）

国土交通省

【機密性2】

道路運送法第40条（許可の取消し等）

国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

１　この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

２　正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

３　第七条第一号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

道路運送法第41条

国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

２　国土交通大臣は、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

３　前項の規定により自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

４　（略）

３．監査関係の近畿運輸局長公示

国土交通省

【機密性2】

監査方針

貸切・・・・・一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について
H28.11.28制定（最終改正　R2.11.27）

貸切以外・・・自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について
H28.11.28制定（最終改正　R2.11.27）

処分基準

乗合バス・・・一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
H25.9.25制定（最終改正　R3.5.31）

貸切バス・・・一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
H28.11.28制定（最終改正　R3.5.31）

タクシー・・・一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
H21.10.1制定（最終改正　R3.5.31）

4．公示の検索方法

国土交通省

【機密性2】

①検索サイトで「近畿　バス　行政処分」　を検索。
②検索結果の一つである、近畿運輸局ＨＰを選択すると、
　下記　左画面へ。
③一番下にある
「近畿運輸局『行政処分の基準』への

④下記、右画面へジャンプ。
　監査方針、モード毎の処分基準
等が掲載されています。

５．監査の種類、呼出指導

監査は原則無通告

①特別監査
　引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査
②一般監査
　特別監査に該当しないものであって、監査を実施する端緒に応じた重点事項を定めて法令遵守状況を確認する監査
③街頭監査
　事業用自動車の運行実態等を確認するため、街頭において事業者を特定せずに実施する監査
④指摘事項確認監査（貸切）
・特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反以外の違反のおそれがあると認められる事項が確認された場合に、当該確認の日から３０日以内に是正状況を確認するために行う監査
・街頭監査において輸送の安全に関わる重大な法令違反に、街頭監査の日から３０日以内に是正状況を確認するために行う監査

指導　指導が必要と認められる事業者に対して呼出をして指導を行う。
（支局会議室などで複数の事業者に対して実施するものを　集団指導　といいます）
→対象となったにもかかわらず、出席しない事業者に対しては、監査を実施するなど適切な対応をします。

6．主な監査の端緒Ⅰ

国土交通省

【機密性2】

監査方針　より抜粋

①事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者

②適正化事業実施機関や利用者等からの情報、**街頭監査や事業用自動車への添乗調査**（事業用自動車に添乗（乗車）して運行状況等を確認する調査をいう。）の結果等により、法令違反の疑いがある事業者

③**事業用自動車の運転者が悪質違反**（救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、無車検運行及び無保険運行をいう。）を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者

④都道府県**公安委員会**、都道府県**労働局**、**道路管理者**、**観光庁等**からの通知又は通報により、法令違反の疑いがある事業者

6．主な監査の端緒Ⅱ

国土交通省

【機密性2】

監査方針　より抜粋

⑤労働関係行政機関又は日本年金機構から、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険に加入していない旨の通報があった事業者

（最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者）

⑥新規許可又は事業の譲受の認可を受けた事業者（一般旅客自動車運送事業を既に経営している事業者を除くことができる。）

⑦事業計画の変更により、事業規模の拡大（営業区域の拡大、増車）を行った事業者（3年以内に法令違反がない事業者を除くことができる。）

⑧事業用自動車の車両火災事故（旅客自動車に限る。）、ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故又は整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者

６．主な監査の端緒Ⅲ

国土交通省

【機密性2】

監査方針　より抜粋

⑨事故報告書、規則に規定する事業報告書及び輸送実績報告書、臨時の報告書について、期限までに提出しない事業者、虚偽内容の報告をした事業者、報告した内容に法令違反の疑いがある事業者

⑩道路運送法第35条第１項の規定による管理の受委託の許可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者たる事業者

⑪**呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者**

⑫行政処分等を受けた際に、事業の改善状況の報告を命じられた事業者

⑬その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、**監査を行うことが必要と認められる事業者**

⑭（貸切のみ）過去に重大な事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要な事業者

7．違反行為に対する処分等（監査の流れ）①

国土交通省

【機密性2】

1．確認する代表的な法令

道路運送法、道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業運輸規則
道路運送車両法　等

タクシーでは更に
　タクシー業務適正化特別措置法
　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法　　が対象。

2．違反行為に対する処分等（処分基準公示に記載）

自動車その他の輸送施設の使用の停止　＜　事業の停止処分　＜
（タクシーのみ　営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令　）＜
許可の取消処分

これらに至らないものとして、勧告　＜　警告

7．違反行為に対する処分等（監査の流れ）②

国土交通省

【機密性2】

3．行政処分等の基準　（代表的なものは次ページ）
公示している処分基準に基づいている。
詳細については処分基準公示を確認してください。

4．再違反
違反を確認した日から過去３年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を１度受けた場合。

5．監査後～行政処分
違反を確認した際には「改善指示書（貸切は是正指示書）」を手交。（監査以降に適宜改善に取り組んでください）

その後、聴聞・弁明の機会を付与し、行政処分。
多いのが自動車その他の輸送施設の使用の停止になります。
（ナンバープレートと自動車検査証を領置→結果として公道を走れない）

7．違反行為に対する処分等（代表的な違反と処分内容）

国土交通省

【機密性2】

乗合事業における違反行為に対する処分基準等（抜粋）

違反事項	適用条項	行政処分内容	
		初違反	再違反
無許可経営	法４条１項	事業停止（３０日）	許可の取消し
事業計画変更無認可（営業区域、車庫の位置変更等）	法１５条１項	２０日車	４０日車
名義貸し	法３３条１項	事業停止（３０日）	許可取消し
事業の貸渡し	法３３条２項	事業停止（３０日）	許可取消し
過労防止違反（勤務・乗務時間遵守）	運規２１条１項	警告～２０日車	１０～４０日車
点呼の記録・保存違反	運規２４条５項	警告～３０日車	１０～６０日車
乗務の記録・保存違反	運規２５条１項、４項	警告～３０日車	１０～６０日車
乗務員の指導監督義務違反（飲酒、速度違反等）	運規３８条１項	警告～４０日車	１０～８０日車

貸切事業における違反行為に対する処分基準等（抜粋）

違反事項	適用条項	行政処分内容	
		初違反	再違反
無許可経営	法４条１項	事業停止（３０日）	許可の取消し
運賃料金（変更）事前届出違反	法９条の２　１項	６０日車	１２０日車
事業計画変更無認可（営業区域、車庫の位置変更等）	法１５条１項	２０～４０日車	４０～８０日車
営業区域外運送	法２０条	６０日車	１２０日車
過労防止違反（勤務・乗務時間遵守）	運規２１条１項	警告～４０日車	１０～８０日車
点呼の記録・保存違反	運規２４条５項	警告～４０日車	１０～８０日車
乗務の記録・保存違反	運規２５条１項～２項、４項	警告～３０日車	１０～６０日車

乗用事業における違反行為に対する処分基準等（抜粋）

違反条項	適用条項	行政処分内容	
		初違反	再違反
無許可経営	法4条1項	事業停止（30日）	許可の取消し
事業計画変更無認可（営業区域、車庫の位置変更等）	法15条1項	20日車	40日車
営業区域外運送	法20条	20日車×違反件数	40日車×違反件数
名義貸し	法33条1項	事業停止（30日）	許可取消し
事業の貸渡し	法33条2項	事業停止（30日）	許可取消し
許可等の条件	法86条1項	事業停止（30日）	許可取消し
過労防止違反（勤務･乗務時間遵守）	運規21条1項	警告~30日車	10~60日車
点呼の記録・保存違反	運規24条5項	警告~45日車	10~90日車
乗務の記録・保存違反	運規25条3項~4項	警告~45日車	10~90日車
乗務員の指導監督義務違反（飲酒・速度違反等）	運規38条1項	警告~40日車	10~80日車

７．違反行為に対する処分等（監査の流れ）③

国土交通省

【機密性2】

６．行政処分等以降（貸切以外）
行政処分後の改善状況を確認するために監査を実施。
（貸切は監査後３０日以内に指摘事項確認監査を実施している）

「改善否」と判断された際には、特別監査へ。

７．点数制度（違反点数の付与）
処分日車１０日車ごとに１点とする。点数は３年間累積。
累積５１点以上で事業の廃止、８１点以上で許可の取り消し。

８．行政処分等を行った事業者名の公表（ネガティブ情報の公表）
事業者が行政処分等をされた場合や累積点数が２１点以上になった場合などに、運輸局等のインターネットホームページに掲載。（運送事業　ネガティブ情報　で検索）

8．さいごに

・アルコール検知器を使用した対面による点呼の実施
乗務記録（日報）の作成
指定された地域内での運行記録計による記録

➡ 運行の安全確保の中核となるもの。
運行状況の把握を目的。

点呼に始まり、
点呼に終わる。

・運送引受書や運行指示書の作成

➡ 過労防止を十分に考慮した適正な乗務割の作成

・書類作成がゴールではない。
・法令を遵守することが、安全対策を推進することになり、
安全・安心な運送事業の実現に繋がる。

安全に終わりなし、
近道なし

➡ 運転者や車両の適切な管理体制を構築すること

運輸安全マネジメントについて（新規事業者講習会）

近畿運輸局　自動車監査指導部

令和５年度

国土交通省

1. 運輸安全マネジメント制度の経緯

国土交通省

平成17年に入って ヒューマンエラー が原因と見られる事故等が多発

鉄　道

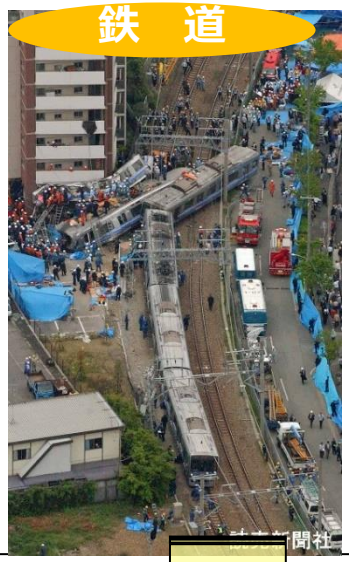

自動車

（JR西日本　安全性向上計画）
- 安全最優先の意識が組織の隅々にまで浸透するには至らなかった。
- 本社と現場との双方向のコミュニケーションはほとんど行われていなかった。

海　運

航　空

（JAL「事業改善命令」「警告」に対する改善措置について）
- 安全が最優先であることを浸透させる経営の取り組みが不十分。
- 経営と現場との距離感及び部門間の意思疎通の不足。
- 現場に対する経営トップの双方向コミュニケーションが不十分。

平成17年6月14日　第1回公共交通に係る ヒューマンエラー 事故防止対策検討委員会開催
（事務次官主催・関係局長等、民間有識者で構成）

平成17年8月4日　公共交通に係る ヒューマンエラー 事故防止対策検討委員会中間とりまとめ
- **事業者による安全マネジメント態勢の構築が必要**
- **国による安全マネジメント態勢の評価が必要**

- **平成18年3月31日　運輸安全一括法の公布**
- **平成18年度　官房新組織設置**

平成18年10月1日～
運輸安全マネジメント制度の開始

2. ヒューマンエラーの種類と事故防止

国土交通省

「ヒューマンエラー」には２種類ある

うっかりミスや錯覚等により
「意図せず」に行ってしまうもの
（うっかりミス　ぽかミス）
例：信号の見落とし

狭義のヒューマンエラー

行為者がその行為に伴う「リスク」を認識しながら**「意図的に」**行うもの
例：時間の短縮を図る状況に追い込まれて安全手順違反をする

不安全行動

ヒューマンエラーによる事故を防止するためには…

狭義の「ヒューマンエラー」を極力減少させる人間工学等を活かしたシステム作り
→ システム（設備、手順）でカバー

行為者が「不安全行動」を行わないようにする対策

→ 安全文化の確立

2. ヒューマンエラーの種類と事故防止

国土交通省

（ヒューマンエラー：不安全行動の理由）

- リスクに気付かない、リスクが小さいと思い込んだ場合
- リスク以上にメリットが大きい場合
- リスクを避けるとデメリットが大きい場合
- 規則を知らない
- 規則を理解していない
- 規則を納得していない
- 誰も守っていない
- ルールが不合理
- 守らなくても処分されない

（運輸安全マネジメントでの対応）

- 経営・現場のリスク管理
- 教育・訓練の取組み
- 安全最優先、安全意識醸成の取組み
- ルール、処分基準の合理的な見直し改善の取組み

不安全行動の背景要因に対応できるよう運輸安全マネジメントの取組みを検討

3. 運輸安全マネジメント制度について

国土交通省

○運輸安全マネジメント制度の概要

○過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要
○このため、陸、海、空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート
○事故発生等の如何によらず、平時より不定期的に運輸事業者に対して評価を実施

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者

◆ 経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制を構築・運営

＜安全管理体制の主な内容＞
① 安全方針の策定・周知
② 安全重点施策の策定、見直し
③ コミュニケーションの確保
④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
⑤ 教育・訓練の実施
⑥ 内部監査の実施　等（全14項目）

◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者（役員以上）の選任、②安全管理規程の作成等の義務付け

評価
啓発

国土交通省

◆ 運輸安全マネジメント評価
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
◆ セミナー、シンポジウムの実施
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等経営部門に対するインタビューを通じた自主的な安全管理体制の構築に対する支援制度
【主な特徴】
○事業者の安全管理体制をガイドラインに沿って評価・助言
○経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体制の構築・改善（スパイラルアップ）を期待
○自主的な取組みの促進
○中長期的に効果が発現

相互補完的に密接に作用

保　安　監　査

事業者の現場における業務実施状況のチェックを通じた事故監督制度
【主な特徴】
○事業者の法令、命令事項等に対する遵守状況等を確認、改善命令
○現場における施設や取組内容等への適合を意図
○改善命令等による改善
○短期的に効果が発現

4. 運輸安全マネジメントの実施義務

国土交通省

・貸切バス事業者
・貸切委託運行の許可 を受けた乗合バス事業者
・200両以上の乗合・特定バス、のタクシー・トラック事業者

左記以外の事業者

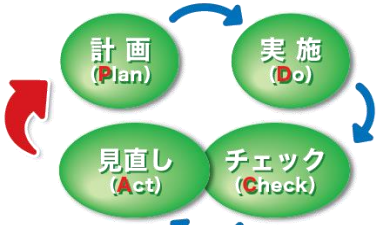

安全マネジメントに関する指針
努力義務

○経営の責任者の責務　○社内組織　○安全マネジメントに関する基本的な方針
○輸送の安全に関する目標、計画　○安全マネジメントの適確な実施
○輸送の安全に関する費用支出　○輸送の安全に関する情報の伝達及び共有
○事故、災害等に関する報告連絡体制
○輸送の安全に関する研修等、チェック、業務の改善、情報の管理

・安全管理規程の作成届出
・安全統括管理者の選任届出
義　務

安全管理規程の内容
○輸送の安全を確保するための事業の運営方針
○輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
○輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
○安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

安全情報の公表
義　務

○輸送の安全に関する基本的な方針、目標及びその達成状況
○事故に関する統計
○行政処分後の改善状況等

○安全管理規程
○輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
○輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
○輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
○輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
○安全統括管理者に係る情報

指導・監督指針
義　務

従業員に対する指導・監督を効果的かつ適切に行うための措置
○輸送の安全に関する基本的方針の設定、従業員への周知
○基本的方針に基づく輸送の安全に関する目標の設定
○従業員に対する教育及び研修
○事故、災害等に関する報告、ヒヤリ・ハット体験、事故防止に関する効果的な事例その他の安全教育に資する情報の適切な伝達

行政処分等

・安全管理規程の作成・届出　違反
・安全統括管理者の選任・届出違反
・安全管理規程の遵守違反

安全情報の公表義務違反

指導・監督義務違反

5. ガイドラインについて

国土交通省

安全文化／安全風土の確立、安全管理体制の構築・定着を目指す、という目標が提示されているだけでなく、どのように取組めばよいか、参考が例示されていると取組みやすい。
そのため、具体的な取組項目として14項目にまとめています。

安全管理体制の構築・改善に係る取組みのねらいとその進め方の参考例（**安全管理体制構築のための指南書**）として

ガイドラインが存在します。

（別添）

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

～輸送の安全性の更なる向上に向けて～

平成２９年７月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

6. ガイドラインの14項目について

国土交通省

①経営トップの責務

経営トップは、安全管理体制に主体的かつ積極的に関与し、リーダーシップを発揮

②安全方針

安全方針を策定・周知

③安全重点施策

安全方針に沿って、年度の安全に関する目標とそれを達成するための取組計画を策定・周知

P

D

- ④安全統括管理者の責務
- ⑤要員の責任・権限
- ⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保
- ⑦事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
- ⑧重大な事故等への対応
- ⑨関係法令等の遵守の確保
- ⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

C

⑪内部監査

自社の安全管理体制の構築・運用状況の社内チェックを少なくとも１年毎に自らチェック（重大事故等の場合は随時）

A

⑫マネジメントレビューと継続的改善

レビューの結果等、安全管理体制の中で明らかになった課題等について、継続的に是正措置及び予防措置を実施

⑬文書の作成及び管理

⑭記録の作成及び維持

7. 中小規模の事業者におけるガイドラインについて

国土交通省

- ◆ 保有車両数が概ね５０両未満の貸切バス事業者（乗合バス事業を兼業している者を含む。）
- ◆ 保有車両数が概ね１００両未満の乗合バス事業者及びタクシー事業者

上記に該当する事業者の皆様が、より効果的に安全管理体制の構築・改善に取り組むことが出来るよう

「**中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン**」

を策定しています。

詳しくは以下のアドレスからご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001410757.pdf

8. ホームページ情報について

国土交通省

国土交通省では、運輸安全マネジメント評価等を通じて知り得た運輸安全情報の中で、事業者における安全性が向上した取組事例等を国土交通省ホームページの専用情報サイトで公表するとともに、**運輸安全マネジメント制度に関する参考資料（小冊子等）についても公表**しています。

また、「運輸安全に関する最近の動き」、「運輸安全取組事例の紹介」等の運輸安全情報を提供するため**メールマガジンを発行**しております。

以下のアドレスからご覧ください。

①関連する法令等

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/index.html

②統括的な情報

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html

8. ホームページ情報について

国土交通省

③参考資料（ガイドライン、小冊子、パンフレット、研修教材）

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/documents.html

④運輸安全取組事例

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html

⑤メールマガジン「運輸安全」

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/mailmg.html

おわり

ご視聴ありがとうございました